

ナショナルミニマムに関する 議論の参考資料

【参考】貧困の分析にあたって参考となる調査について

【パネル調査】

○21世紀出生児縦断調査(厚生労働省)

21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的として、平成13年度を初年として実施しているもの。

※ 全国の2001年に出生した子のうち、1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子のすべて。

※ 主な調査項目：同居者、父母の就業状況、祖父母・近所の人との関わり方、起床・就寝時間、放課後の様子、習い事等の状況、テレビを見る時間、病気やけが、子どもと一緒に過ごしている時間、子どもを育てていて負担に思うことや悩み、子育て費用

○21世紀成年者縦断調査(厚生労働省)

調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的として、平成14年を初年として実施しているもの。

※ 平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女(及びその配偶者)から無作為抽出。

※ 主な調査項目：仕事の有無、就業形態、仕事と子育ての両立支援制度の状況、配偶者の有無、親との同居の有無、子どもの状況、前年の所得、退職理由

○中高年者縦断調査(厚生労働省)

団塊の世代を含む全国の中高年者世代の50～59歳の男女を追跡して、その『健康・就業・社会活動』について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得ることを目的として、平成17年度を初年として実施しているもの。

※ 平成17年10月末現在で50～59歳である全国の男女から無作為抽出。

※ 主な調査項目：家族の状況、健康の状況、就業の状況(資格、能力開発を含む。)、住居・家計の状況

○消費生活に関するパネル調査(家計経済研究所)

若年女性の生活実態を、収入・支出・貯蓄、就業行動、家族関係などの諸側面から明らかにすることを目的とする。

- ※ 1993年に24～34歳の若年層の女性(コーホートA)を全国規模で抽出し、留置回収法で調査。1997年からは24～27歳(コーホートB)を、2003年からは24～29歳(コーホートC)を新たに調査対象者として追加。
- ※ 主な調査項目:生活変動、就業形態、家計収入・支出・貯蓄、家計管理タイプ、消費者信用、生活時間、耐久消費財の取得状況、生活意識

○慶應義塾家計パネル調査(慶應義塾大学 経商連携グローバル)

特定の層に焦点を当ててではなく、社会全体の人口構成を反映した家計パネル調査。

- ※ 層化2段無作為抽出法によって選定された、平成16年1月31日時点における満20～69歳の男女。2007年からは、同様の方法によって抽出された一定数を追加。
- ※ 主な調査項目:就業、就学、生活習慣、生活時間配分、健康状態、環境に対する意識、対象者世帯の世帯構成、収入、支出、資産、住居

○日本家計パネル調査(JHPS)(慶應義塾大学 パネル調査共同研究拠点)

特定の層に焦点を当ててではなく、社会全体の人口構成を反映した家計パネル調査。(2009年から実施。)

- ※ 層化2段無作為抽出法によって選定された、平成21年1月31日時点における満20～69歳の男女。
- ※ 主な調査項目:就学、就業、健康状態、対象者世帯の世帯構成、収入、支出、資産、住居
(調査項目は2004年度から実施されている「慶應義塾家計パネル調査」と相互利用が可能となるよう設計)

【その他貧困の分析に資すると考えられる調査】

○所得再分配調査(厚生労働省)

社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配に与える影響を所得階層別、世帯及び世帯員の属性別に明らかにし、社会保障制度の浸透状況、影響度を把握することによって、今後における有効な施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。(本調査中でジニ係数を算出)

○ホームレスの実態に関する全国調査(厚生労働省)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号)に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とする。

○住居喪失不安定就労者の実態に関する調査(厚生労働省)

住居を失いインターネットカフェ・漫画喫茶等の店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」等の実態を、店舗利用者に対する調査を通じて明らかにすることを目的とする。

【参考】各種統計調査による相対的貧困率等の差異について

(我が国の研究者の指摘)

○「日本の所得格差－OECDの「対日経済審査報告」が示すもの－」(太田 清)

(国民生活基礎調査では、)福祉事務所経由で調査が行われるので、例えば、低所得層の捕捉率が他の統計よりも高いことから所得分布が不平等に出ており、日本が外国に比べて不平等な国にみえているのではないか(中略)ここでは、「就業構造基本調査」(総務省統計局)、「住宅・土地統計調査」(同)と比較してみた。(中略)三つの統計で、年収200万円未満の低所得世帯の割合と年収のジニ係数を比較したものである。三つはあまり違わない。(中略)「国民生活基礎調査」は所得格差が実態よりも多めに出ている、とくに、低所得者が実態よりも多めになっているということは、仮にあったとしても大きなものではないように考えられる。少なくとも、「福祉事務所バイアス」は確認されない。

○「日本の所得格差と社会階層」(樋口美雄＋財務省財務総合研究所)(再掲)

(家計簿をつける調査は)機会費用の高い高所得者や家計簿をつける余裕のない低所得の人のサンプルが抜け落ちる可能性がある。しかし、家計簿をつける必要のない「国民生活基礎調査」の場合は、より低所得や高所得の世帯の回収率が高いと考えられる。

○「日本の不平等」(大竹文雄)(再掲)

国民生活基礎調査では相対的にサンプリングバイアスが小さいのは、ランダムサンプリングで選ばれた調査単位区内の全世帯を調査対象にしているから。